

中小企業ちば

2002. 11. No.447



夕映（鋸南町）

〔写真提供：千葉県観光協会〕

Contents

	【主な内容】
■特集	p 3 第54回中小企業団体全国大会開催
■事業	p 4 連携組織推進月間（連携組織のあらまし）
■レポート	p 5 千葉県が行財政改革原案まとまる
■施策	p 6 親企業との取引改善のために
■景況	p 8 情報連絡員報告等
■ご案内	p 9 中央会の共済制度のご提案
■お知らせ	p 10 「企業未来チャレンジ21」の番組表他

2002

11

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

E-mail:web-master@chuokai-chiba.or.jp

変革のうねりの海に 今こそ発揮 組織力

第54回 中小企業団体全国大会開催

スローガン

- 1、ちゃんとやれ！ 景気対策
- 2、悪税！ 外形標準課税断固反対
- 3、連携組織対策の充実強化



意見発表する全国工場団地（協連）坂戸会長（本会副会長）

第五十四回中小企業団体全国大会が十月十七日埼玉県のさいたまスーパーアリーナで全国の中小企業団体の代表者約六千七百人が参加して盛大に開催された。

長引く不況と構造改革の中で、中小企業は大きな変革を求められている。このような共通認識のもとに、サービスや技術水準の高さと結束力の強さをもって、中小企業がそれぞれの個性を発揮しながら、お互いの経営資源を補充しながら、お互いの経営資源を補充しながら協力し合える環境を構築することが重要としている。

大会冒頭、大久保政一埼玉県中央会会長は「このようなときこそ、中小企業が勝ち組として生き残るためには組合という組織の力を活用し、自らの経営革新に積極的に取り組むとともに、相互に補充し、ノウハウを共有し、助け合うことが重要」と挨拶。

その後、上屋埼玉県知事などの来賓の祝辞があり、中小企業庁長官の所見として、「厳しい経済情勢下で挑戦する中小企業の育成・発展を支援し、わが国経済活性化・競争力強化を促進するための対策として、①セーフティーネットと再チャレンジの機会の提供、

②新たな事業活動に挑戦する中小企業の支援の二点を重点施策として推進する。」とのメッセージの紹介があった。

大会では「デフレ脱却のための景気対策を重視した経済運営」、「景気回復を目指した中小企業対策予算の大幅増額」、「中小企業金融対策の強化」、「中小企業連携組織化対策の充実強化」等政府への要望十四項目を決議した。また、「この大会を契機に、企業家精神をさらに発揮し、組合等の連携組織に相互の力を結集し、希望と活力に満ちた新しい経済社会の創造に向けて、大きく翔くことを期す」との大会宣言が採択された。

引き続き行われた表彰式では千葉県から、優良組合▼千葉県測量設計事業協（理事長 中嶋敏夫）、組合功労者▼塚本福二（千葉県セメント卸（協）理事長）、中央会優秀専従者▼越川弘晴（銚子支所長）、古澤安代（総務部主査）がそれぞれ、全国中小企業団体中央会会長賞を受賞した。

最後に次年度の開催を全国中小企業団体中央会と四十七都道府県中央会の共催とし、東京で開催することが決定し閉会した。

11月は連携組織推進月間

中央会は、組合をはじめとする中小企業連携組織に対し、その設立から事業運営までさまざまな支援を行っております。

中小企業は一般に規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さ等によって不利な立場に立たされている場合が多く、そのため、同業者などが相い寄り集まって組織化することは、生産性の高揚を図り、価値実現力をたかめ、あるいは対外交渉力の強化を図るための有効な方策のひとつである。この中小企業の組織化を図るための手段としては、中小企業組合、共同出資会社による会社、任意グループ等の方法があり、参加する中小企業者の目的にあった組織を選択し、活用する必要がある。

また、異業種連携の組合が共同研究開発の成果を事業化し、これを新たな事業として会社形態で成長発展させたり、あるいは事業協同組合の共同経済事業が発展し、員外者との取引や資金調達を図りつつ、会社形態によりさらに事業を成長・発展させたいというニーズを踏まえて、中小企業が事業の

発展段階に応じて、組合制度、会社制度のそれぞれの特性を踏まえ、多様な連携組織の形態を選択し柔軟な活動が可能になるように、事業協同組合、企業組合、協業組合から株式会社または有有限会社への組織変更が可能です。

■ 組合制度

1. 中小企業等協同組合法に基づく組合

- ① 事業協同組合
協同組合の中でも最も代表的・一般的な組合で協同組合原則に基づき運営され、組合員である中小企業者が行う事業に関して、中小企業者の経営の合理化と取引条件の改善を図るもの。
- ② 事業協同小組合
- ③ 火災共済協同組合
- ④ 信用協同組合
- ⑤ 協同組合連合会
- ⑥ 企業組合
組合員は自己の資本と労働力の全てを組合に投入し、企業組合自

体が一個の企業体として事業を行うもの。したがって、組合員は、組合の経営に参画するとともに、原則として組合の事業に従事して報酬を受ける勤労者の存在になるもので、外見は会社に類似しているが、内部では協同組合の原則によって運営される。

2. 中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合

- ① 協業組合
組合員の生産、販売その他事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進する。
- ② 商工組合
業界全体の中小企業者を代表して、その事業の改善発達を図ることを目的とした同業組合制度。
- ③ 商工組合連合会
- 3. 商店街振興組合法に基づく組合
- ① 商店街振興組合
商店街が形成されている地域において、小売商業またはサービス業に属する事業その他の事業を営む者のための組織で、共同経済事業や環境整備事業を行う。
- 4. その他の法律に基づく組合

①酒税の保全および酒類業組合等に関する法律、酒造組合、酒販組合等、②内航海運組合法、内航海運組合等、③環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律、④環境衛生同業組合等

■ 中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、各都道府県に所在する四十七の都道府県中央会と全国中央会とがあり、「中小企業等協同組合法」に基づき、組合の指導・連絡機関として設立されている。

中央会は組合の設立、組合の運営等に関する専門の指導機関です。組合を作りたい、組合の組織変更をしたい、定款の変更をした

い、決算関係書類等届出書類の作成、あるいは金融、税制、共同事業等現在組合で内在している問題について専門家や担当の指導員が相談に応じます。

組合のことについては、なんでもお気軽にご相談下さい。

中央会指導相談室
TEL 043-242-3277

銚子支所
TEL 0479-24-1570

松戸支所
TEL 047-368-3992

千葉県の実行政改革原案まとまる

個性豊かな活力ある千葉県を築くために

千葉県は財政再建団体への転落を回避し、個性豊かな活力ある千葉県を築くための行財政改革案の作成に着手した。

県では、現在の財政危機を克服するとともに、変革と創造に向けた新たな施策を展開するため「千葉県行財政システム改革行動計画」と「千葉県財政プラン」（いずれも仮称）の原案をこのほどまとめた。以下はその骨子。

■改革の四つの視点

1. 主体的・戦略的な政策展開
2. 市町村・NPO・民間企業との役割再編
3. 県民参加による開かれた行政運営
4. 職員の徹底した意識改革

■行財政改革の三つの柱

1. 県行政のスリム化

- ①組織・機構の再編・整備
 - ・ 出先機関の再編・見直し
- （支庁の廃止など抜本の見直し、

大阪事務所の廃止、工業試験場と機会金属試験場統合など）

・ 公の施設廃止

（高等技術専門学校の再編、博物館の統廃合、市町村移譲、運営方法の見直しなど）

・ 本庁組織の見直し

・ 内部事務の集中処理化

②民間能力の活用

- ・ NPOとの協働
- ・ PFI手法の導入
- ・ 民間委託の推進

③公社等外郭団体の抜本見直し

④定員管理の適正化

2. 新しい行政システムの構築

①事務事業の評価見直し

- ・ イベント事業の評価見直し
- ・ 小規模事業の統合メニュー化
- ・ 事務コスト一〇％削減

②人事システムの転換

- ・ 意欲・成果を重視した人事制度への転換
- ・ 人材開発の推進
- ・ 多様な人材の確保

- ・ 適切な退職管理

・ 時間外勤務の削減

③市町村への事務権限の委譲

3. 財政構造の体質強化

平成十五年度から十七年度の

財源不足額約三千六百億円

①歳出の削減千四百六十億円

- ・ 内部管理経費の削減（職員の削減・職員給与の抑制、庁舎管理費・物品購入費の削減、福利厚生事業の見直しなど）
- ・ 投資的経費の削減

（国庫補助事業十％削減、県単独事業三十％削減）

・ 一般行政経費の削減

②歳入の確保二千二百六十億円

・ 県税収の確保

・ 受益者負担の適正化

（使用料、手数料の見直し、無料施設の有料化など）

・ 県有地の売却

③財政健全化目標の設定

④地方税財政制度の改正要望

⑤推進体制の整備

・ 財政情報の積極的公開

・ 職員の意識改革の徹底

「セクシユアルハラスメント防止セミナー」のご案内

このセミナーは職場におけるセクシユアルハラスメント防止対策を効果的に講ずることができるよう、実際に企業にて対応している講師による実践セミナーです。

日時 平成十四年十二月十日(火)

十三時十五分～十六時半

会場 ばるるプラザ千葉 六階

(JR千葉駅徒歩三分)

対象者 事業主、人事労務担当者

セクシユアルハラスメント相談窓口担当者

参加費 六、〇〇〇円(資料代含む)

賛助会員の方 四、八〇〇円

「セクシユアルハラスメント相談対応の進め方」

カウンセラー 郡司 ひとみ

「企業におけるセクシユアルハラスメント対応体制と事実確認」

日本アイ・ピー・エム株式会社

主 催 (助)21世紀職業財団千葉事務所

後 援 千葉労働局 千葉県中

小企業団体中央会 (社)千葉県経営者協会 (社)千葉県労働基準協会連合会

★お問い合わせ・申込先

(助)21世紀職業財団千葉事務所

電話 〇四三一二五二二九五

FAX 〇四三一二五二二八〇

千葉県産業振興センターにおいて、顧問弁護士等による相談を受け付けています。

- ②また、中小企業に係る企業間取引において紛争が生じた場合は、紛争当事者双方の合意により非公開、安価、迅速という特色を有するあっせん、調停、仲裁（有料）を行うことができます。これにより、事案の性格と当事者の事情に応じた柔軟な解決が期待されます。申し込みについては、各地の商工会議所にてお尋ねください。

振興事業計画制度

下請中小企業振興法に基づいて親事業者と下請事業者（下請組合）が共同で近代化のための計画を作成し、国の承認を受けて事業を行う場合、次のような制度が利用できます。

（対象業種：金属工作機械、重電機器、家電機器、自動車又は同部品、船舶又は船舶用機関の各製造業）

【金融】高度化資金貸付（中小企業総合事業団、都道府県）

【税制】特別土地保有税の非課税

各種資金援助

親企業のリストラクチャリング（事業の再構築）等の環境変化に対処するため、中小企業の方々が新分野進出や取引先親企業の多様化等を図ろうとする場合には、次のような制度が利用できます。

【下請中小企業対策貸付（中小企業金融公庫）】

産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定事業者が行う事業活動の変更等により影響を受ける下請中小企業及び下請中小企業振興法

の指定業種に属する親事業者の事業活動の変更により影響を受ける下請中小企業の方々が必要としている設備資金、長期運転資金について融資が受けられます。

【下請中小企業対策資金融資

（中小企業体質強化資金助成制度）】

部品の内製化など親事業者の事業活動の変更によって影響を受ける中小企業の方々の経営合理化、近代化等を行うために必要な資金について融資が受けられます。

千葉県産業振興センター

千葉県産業振興センターでは、下請取引を円滑にし、その発展を支援するため、次の事業を行っております。

【取引のあっせん等販路拡大支援事業】

仕事の受注または発注を希望している企業から申し出を受けて、適切な企業を探し、その取引が成立するようあっせんを行っております。

【経営・技術等の相談】

①中小企業の方々が新規取引先の開拓、技術、生産管理等に関する情報を入手したい場合、産業振興センターには知見を有し経験豊富な専門調査員がおりますので、お気軽にご相談下さい。

②親企業から仕事の減少等により影響を受けている中小企業の方々が、新規事業の開拓等を行う場合、国や県の支援施策等について産業振興センター職員が相談に応じております。

親企業との取引改善のために

下請中小企業支援施策

これまでの下請企業は、親企業の営業力や技術力を活用し、仕事量の安定的確保というメリットを享受してきた。しかしデフレによる景気低迷が続く中でアジア地域の台頭により、親企業は世界最適調達をはじめとするグローバルな国際分業をすすめ、下請けに対しては、品質、コスト、納期について厳しい選別を行ってきた。このような動きを踏まえ下請企業も、脱下請化と親企業の分散化を模索し、下請分業構造も従来のピラミッド型からネットワーク型へと変化してきている。

今後もこの構造は参入・退出自由なオープンな関係に変化していくものと考えられるが、このような状況下で、下請企業としては専門性の高い技術と、柔軟な発想に基づいた提案力を向上させることにより、親企業に従属するのではなく、親企業のパートナーとしての役割が期待される場所である。

このような環境変化に対応して中小企業の方々 が事業を進めていく場合の支援施策としては、次のような施策があります。

下請代金支払遅延等防止法に基づく下請取引の適正化

下請事業者は、その取引の性格上、親事業者から不当なしわよせを受けることがあります。たとえば、本来支払われるべきである下請代金の遅延や減額、単価を一方向的に不当に低く定める買いたたき、また、いったん注文した品物を親事業者の都合で受け取らない受領拒否があります。こういった、不当な下請取引を是正するため定められているのが「下請代金支払遅延等防止法」です。この法律は、物品の製造（修理）委託を受ける下請事業者の利益保護を目的としたものです。（下請取引とは、①資本金3億円超の者が資本金3億円

以下の者又は個人に製造（修理）委託をする場合、②資本金1千万円超の者が資本金1千万円以下の者又は個人に製造（修理）委託をする場合）

法律に定められた義務を怠ったり、禁止事項を破った親事業者に対しては、罰則が適用されたり、立入検査、勧告、企業名の公表の対象となります。取引上でお困りの下請事業者の方は中小企業庁、最寄りの経済産業局、公正取引委員会及び各地方事務所にご相談下さい。この法律で定められている親事業者の義務や禁止事項は次のとおりです。

【親事業者に課せられる義務】

- ◎取引条件などを記入した注文書の交付
- ◎下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存（2年間）
- ◎支払期日を定めること
- ◎遅延利息の支払

【親事業者が行ってはならない事項】

- ◎注文した製品の受領拒否
 - ◎下請代金の支払遅延
 - ◎下請代金の減額
 - ◎受け取った製品の返品
 - ◎買いたたき
 - ◎製品などの購入の強制
 - ◎行政庁へ知らせたことを理由とした報復措置
 - ◎有償支給原材料等の対価の早期決済
 - ◎割引困難な手形の交付
- （注：下請代金には消費税額及び地方消費税額を含みます。）

中小企業取引に関する紛争等の処理

- ①下請取引に関する苦情又は紛争については、千

情報連絡員報告を中心とした
県内の中小企業動向
&トピックス・九月

■失われた十年 【県下全域】

バブルが崩壊してもう何年になるのだろうか、不良債権処理と金融再編のプログラムばかりが云々され、デフレを克服した景気対策が見えてこない。不良債権処理と景気対策は本来車の両輪のはずだ。

大胆な政策転換をしないで、このまま推移すれば、金融不安、デフレ、株安の連鎖を断ち切ることはできないのではないか。

もう、中小企業は我慢の限界で、早急なデフレ対策と、思い切った景気対策が求められる。

■パン製造業 【県下全域】

二学期が始まり前月比では増加したが、前年同期比では生徒数の減少などがありマイナスになった。

■印刷業 【千葉】

製紙メーカーから価格値上げの通告があり、十月仕入れ分より十五パーセントの値上がりになる。価格競争の渦中で値上げ分がそのまま顧客に転嫁できないと業界は大きなダメージを受ける。

■異業種団地

ある企業で親会社より決済の現金化を求められた。その際手形割引レート分の値引き交渉があった。今後、経済のグローバル化に伴い決済に伴う手形の比重も変化してくるだろう。

【流山】

■木・木製品製造業 【県下全域】

製材市場は卸・小売とも極力在庫を減らしており、小口の当用買いが日立つ。一方原木は秋の伐採時期になっても出材は少ないため一部品薄で価格が上昇しているものの総じて低迷が続いている。

■生コンクリート製造業 【松戸】

十月一日から組合の仕切り価格をリユーベ一万一千円から九千五百円に引き下げる。

■鉄工団地

【千葉】

季節要因で売り上げは増加しているが、その他はこれまでに比べ特段の変化はない。

■電気鍍金業

【県下全域】

後継者難で一社廃業する。

■ソフトウエア業

【千葉市他】

トータル的にみて総ての面で前年度より減少している。また、官公庁関係の事業では現在のところ組合名での共同受注ができていないのが現状。

■カイロプラクティック業 【県下全域】

患者数が増えてきたのに伴い売り上げも伸びてきた。

■菓子卸売業

【県下全域】

季節要因と取り扱い品目によりばらつきがある。特に冷菓の影響が大きい。また、メーカーサイドでも直接取引の廃止、リストラなど業界全体で撤退ムードが広がっている。

■小売業

【野田】

消費者の夜型の行動スタイルを狙って、大手スーパーは積極的に深夜営業を展開。しかし夜型にシフトできない店舗は苦戦しているようだ。

■自動車解体業

【県下全域】

スクラップ価格が高値で安定しているため、昨年のような不安感はない。反面新車販売の不振により在庫台数も減少し、中古部品の販売が伸び悩んでいる。

■建設業

【市原】

前月に比べると受注額が三分の一に減ってしまった。

■貨物運送業

【君津】

十四年度上期末に国内の鋼材出荷が増加し輸送数量も伸びた。しかし十月作業分から料金の五十パーセント引きが実施される。

■セメント卸売業 【県下全域】

ゼネコン不況、金融不安、倒産企業の増加と業界は悪化の一途をたどっている。メーカー各社も赤字転落により在庫圧縮、値上げを打ち出したが、需要減のなかでどれだけ浸透するか疑問である。

■中古自動車販売業 【県下全域】

卸売市場のタマ不足が深刻化。使用期間の長期化および代替サイクルの変化などで流通在庫の激減は業界にとって死活問題である。

■建設業

【県下全域】

組合員の加入状況が激減している。平成十二年七月の七百に対して今年の七月は六百と百会員の減少となっており、この傾向は今後とも続くものと思われ、先行き組合の存続基盤にも影響するものと思われる。

■小売・サービス業

【木更津】

十四、十五日とこの界限では最大の祭礼があったが、数年前までのような人出も活気もなく、商店街の売り上げに結びつかなかった。

■石油等小売業

【県下全域】

価格競争の激化で採算割れの状態が長く続いているため、県内のガソリンスタンドが減少している。この傾向に歯止めがかからない。

中央会共済制度 オーナーズプランのご提案

中央会では、企業の「事業承継」とそれに伴うリスクマネジメントを応援する、数々の共済制度を準備しております。皆様の企業がスムーズな事業承継を行うために、是非ご活用下さいませようご提案致します。

事業承継対策には二つの側面があります。ひとつは①経営力の承継であり、もうひとつは②経営権の承継です。前者は言うまでもなく会社が提供する商品やサービスの市場競争力であり経営者のマネジメント能力や社会的信用で、こうした無形の財産を承継できる人材がいなければ企業の継続的な発展は望めません。後者は具体的に白社株の承継のことで、少なくとも過半数以上の株式を後継者に承継させなければなりません。

オーナー経営者の事業承継は、個人の相続問題と切り離すことはできません。この自社株を含む個人の財産に掛かる相続税や、財産の分割を争うなどの不安があると

すれば事業承継に暗い影を落とすこととなります。

事業承継対策として重要なのは次の二点です。

事業の安定のために 事業保全資金を準備する

事業保全資金とは経営者に万一のことがあった場合、事業の継続のために必要な資金のことで、この額は企業によりさまざまですが、一般的には保全すべき債務金額、法人税の納付金額、従業員の年間給与額の合計金額が必要になるでしょう。

相続税のための

役員退職金を準備する

役員退職金の準備は、相続税の納税資金のために大変効果的です。是非準備しておきたいものです。

オーナーズプランにはさまざまなたいプや特約がそろっており、一度中央会調査企画部又は、引受会社である三井生命保険にお尋ね下さい。

千葉支社 043-22517389

本津支社 0438-2217960

船橋支社 047-43418017

柏支社 047-16417156

中央会共済制度 労働災害総合保険のご提案

中央会では会員事業所の従業員のための割安の労災保険制度を勧めております。

会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「中央会労災保険制度」に五十九・五パーセント割引の有利な団体契約で加入できます。

中央会労災保険制度のあらまし

1. 保証金をお支払いする場合

従業員が業務上災害または通勤途上災害によって身体に障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、政府労災の上積みとして、生命保険や傷害保険に関係なく契約金額に従って保険金を支払います。

2. 補償金の種類

- ① 死亡補償金 Ⅱ 従業員が死亡された場合に支払われる。
- ② 後遺障害保険金 Ⅱ 従業員が後遺障害（政府労災保険の一級〜十四級）になった場合支払われる。
- ③ 休業補償金 Ⅱ 従業員が負傷に

より休業し、賃金を受けられない場合に四日以降について支払う。（千九十二日を限度。）
* 当保険の認定についてはすべて政府労災保険の認定に従う。

3. 保険加入者の対象範囲

- ① 政府労災保険で給付を受けることができるすべての従業員（臨時雇、パート・アルバイト、季節労働者も含む。）が対象となる。
- ② 政府労災に特別加入している事業主、役員等（特別加入者）も対象とすることができる。

4. 保険金を支払えない場合

- ① 政府労災保険の給付を受けない場合
- ② 職業性疾患
- ③ 戦争、暴動などの事変および地震、噴火、津波
- ④ 風土病
- ⑤ 酒酔い運転、無資格運転をした従業員自身の災害

詳細については本会調査企画部又は、最寄りの三井住友海上保険㈱にお問い合わせ下さい。

千葉支店

TEL 043-22512716

千葉北支店

TEL 047-431-0801

11月の放送スケジュール



テレビ東京(TX・12ch)
毎週土曜日
朝6:30~6:45

第2週 9日 放送	【企業レポート】 ナショナルブランドを支える生産・技術のプロ集団！ ■ビジネスホット情報■ 新事業で未来を開拓! ニュービジネスフォーラム
第3週 16日 放送	【企業レポート】 倒産の危機を乗り越えて! 再建、そして発展 ■ビジネスホット情報■ 明日をひらく! 高度化事業制度
第4週 23日 放送	【企業レポート】 働く女性のサポートを! 家事総合サービスの提供 ■ビジネスホット情報■ 暮らしのサポートを掲げる家事サービス業
第5週 30日 放送	【企業レポート】 砂なしハマグリ!? 鹿児島ベンチャー企業の挑戦 ■ビジネスホット情報■ 設備投資を強力バックアップ! 小規模企業設備資金制度

季節（年末）資金のご案内

千葉県では、県内中小企業者の年末期の商品の仕入れや従業員のボーナス支給などの資金需要に応えるために、運転資金の融資を実施しています。

1 ご利用いただける方

1年以上引き続いて同一事業を営む県内の中小企業者又は組合が対象となります。

2 融資対象となる業種

下記の業種を営む方以外であれば、申し込みできます。

→ 農林漁業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）等、信用保証協会の保証対象外業種

3 融資条件

融資条件は次のとおりです。本融資はすべて千葉県信用保証協会の保証を付することとなっております。

(1) 資金用途：運転資金に限る

(2) 融資限度額：1 中小企業者 1,200万円以内

1 組合 1,800万円以内

(ただし、組合転貸の場合は、希望組合員数×1,200万円)

(3) 融資利率：年1.5%

(4) 融資期間：6か月以内（ただし、一括償還の場合は5か月以内）

(5) 返済方法：割賦償還又は一括償還

(6) 連帯保証人：1人以上（組合にあつては原則として理事全員）

(7) 保証料率：年0.8%（50万円以下は年0.55%）

(8) 申込受付期間：平成14年10月1日（火）から平成14年12月30日（月）まで（ただし、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会で申し込む場合は12月27日（金）まで）

4 申込受付機関

申込の受付は、各商工会議所、各商工会、千葉県中小企業団体中央会及び下記の金融機関で行っています。

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、商工組合中央金庫

（信用金庫）千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原、旭

（信用組合）房総、銚子商工、朝銀千葉、君津

※ただし、破綻金融機関から事業譲渡を受けた、東京スター銀行、東京東信用金庫及び横浜商銀信用組合は、破綻金融機関と金融取引があった中小企業者に限り、当分の間融資申込を受け付けることができます。

詳細については上記申込機関または、本会連携支援部 TEL043-242-3277